

お薬についてのお知らせ(差額通知書)が届いたら...

医療機関や薬局で

「ジェネリック薬品に変更可能?」と聞いてみましょう!

ジェネリック医薬品に変更した場合の『お薬についてのお知らせ(差額通知書)』をお送りしています

日立健保では、日頃使用されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代がどのくらい安くなるのか試算して、自己負担額の削減額が大きい方を対象に、試算結果を『お薬についてのお知らせ(差額通知書)』(以下『差額通知書』)として送付しています(見本を下に掲載)。



これは、レセプト(診療報酬明細書)データをもとに、対象者が実際にお支払いになった薬代(表の左側)と、ジェネリック医薬品が出ていた新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代(表の右側)とを比較し、両方の差額から「おおよその削減額」をお知らせするものです。ジェネリック医薬品への切り替え状況を分析した結果、差額

通知書をきっかけに、多くの方が切り替えをされていることがわかりました。通知は今後もお送りしますので、ジェネリック医薬品検討の参考としてご活用ください。なお、今回の差額通知書は9月頃に発送を予定しています。

この『差額通知書』が届いたら、医療機関や薬局にお持ちいただき、医師や薬剤師に提示のうえ、「健保組合からこんな通知が届いたのですが、私の薬をジェネリックに変更できますか」と相談してみよう。ただ、医師の治療方針によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合や、希望するジェネリック医薬品が薬局に置かれていない場合もあることをご承知おください。

差額通知書に

『ジェネリック医薬品希望シール』を同封しています!

みなさまの窓口負担の節約につながる「ジェネリック医薬品の処方意思」を薬局等に伝えることができる、「ジェネリック医薬品希望シール」を、「差額通知書」に同封しています。ぜひご活用ください!



▲イメージ図。お薬手帳や保険証等の余白部分に貼ってご使用ください。

「ジェネリック医薬品の在庫が豊富」など、地域ごとのジェネリック医薬品に積極的な薬局や医療機関は以下で調べることができます。

↓
けんぼれんホームページ
「ジェネリック医薬品取扱い薬局検索」
http://www.kenporen.com/health-insurance/generic_yakkyoku/
日本ジェネリック医薬品学会ホームページ
「かんじさんのくすり箱」
<http://www.generic.gr.jp/>

ジェネリック医薬品の節約効果

ジェネリック医薬品に変更することでとくに高い節約効果が見込まれるのが、高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病や、関節リウマチ、不整脈などの慢性病、ぜんそくなどのアレルギー病などで長期間薬を服用する人。1ヶ月当たりの節約額はあまり多くないと感じたとしても、長期間で考えれば節約効果は大きくなります。

新薬 VS ジェネリック 薬価比較例

※日本ジェネリック医薬品学会「かんじさんの薬箱」にて調査。()内はメーカー名。2015年4月現在

高血圧症の薬

【一般名アテノロールの場合】

新薬	テノーミン錠50(アストラゼネカ)	1錠	92.5円
ジェネリック	アテノロール錠50mg(ニプロ)	1錠	7.0円
		差額	85.5円

脂質異常症(高脂血症)の薬

【一般名プラバスタチンナトリウムの場合】

新薬	メバロチン錠10(第一三共)	1錠	94.8円
ジェネリック	プラバスタチンNa塩錠10mg(田辺製薬販売)	1錠	23.0円
		差額	71.8円

糖尿病の薬

【一般名グリクラジドの場合】

新薬	グリミクロン錠40mg(大日本住友)	1錠	25.8円
ジェネリック	グリクラジド錠40mg(東和薬品)	1錠	6.1円
		差額	19.7円

高尿酸血症の薬

【一般名アロプリノールの場合】

新薬	ザイロリック錠100(GSK)	1錠	24.6円
ジェネリック	アロプリノール錠100mg(沢井製薬)	1錠	7.7円
		差額	16.9円

身近な処方薬にもジェネリックが

かぜなどの症状で処方されることが多い抗生物質に「クラビット」という薬(先発医薬品)があります。2014年12月に新登場したジェネリック医薬品は、同等の効能ながら約50%の薬価となっています。

新薬	クラビット錠250mg(第一三共)	1錠	253.6円
ジェネリック	レボフロキサシン錠250mg(沢井製薬)	1錠	126.8円
		差額	126.8円

ジェネリック医薬品に切り替えるには

ジェネリック医薬品を利用するには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。

医師からもらった処方せんで、

- ① 変更不可の欄が空白の場合や「✓」や「×」の印がない場合
- または
- ② 品名ではなく一般名(その薬の有効成分名)が書かれている場合

は、ジェネリック医薬品に変更が可能です。

最近では、ジェネリック医薬品を扱っている薬局も増えています。すでにかかりつけの薬局がある人は、窓口でジェネリック医薬品を取り寄せてもらうことが可能

かどうか聞いてみましょう。

「口頭でうまく説明する自信がない…」という方は、『ジェネリックお願いカード』*を活用してみてもいいでしょうか?

受診の際に医療機関窓口で保険証に添えて提出することで、ジェネリック医薬品の処方を希望していることが伝えられます。

* 日立健保ホームページ、または、本誌2015年4月号の16ページに掲載されていますので、適宜ご活用ください。

【注意】 すべての薬にジェネリック医薬品が存在するわけではなく、また、医師の判断によって処方されない場合や、希望するジェネリック医薬品が薬局に置かれていない場合もあります。